

# **横手市議会基本条例 検証結果報告書**

**令和元年10月**

**横手市議会 議会改革推進会議**

## 目 次

1. はじめに …1 ページ
2. 議会改革推進会議について [委員構成] … 1 ページ  
※第3期：平成 29 年 12 月～令和元年9月
3. 検証方法について … 2 ページ
4. 検証及び協議の経過 … 2 ページ
5. 検証結果について … 5 ページ
6. おわりに …10 ページ
7. 議会基本条例検証シート …11 ページ
8. 参考資料【議会運営委員会への報告書等】 …17 ページ

## 1. はじめに

議会改革推進会議では、本市議会の最高規範である横手市議会基本条例（以下「条例」という。）の目的が達成されているか、条例第 19 条の規定に基づき、検証を行った。

議会改革推進会議は平成 26 年 12 月に協議の場として設置され、今期の委員は第 3 期のメンバーとなる。委員の改選後、平成 29 年 12 月に 1 回目の会議を開催し、以来計 23 回の会議を開催し条例に基づく検証と問題解決の為の検討を重ねてきた。条例に規定された各条文がその目的に合致しているか、私たちの議会活動が目的を達成するための活動になっているのか、また前回の報告書において継続して検討を要するとされた案件についても、それぞれの委員が活発な意見交換を行うとともに、見出した改善（案）についてはその都度、議会運営委員会へと報告を行ってきたところである。

## 2. 議会改革推進会議について [委員構成] ※第 3 期：平成 29 年 12 月～令和元年 9 月

|              |        |         |
|--------------|--------|---------|
| 委員長          | 播磨 博一  | (さきがけ)  |
| 副委員長         | 立身 万千子 | (日本共産党) |
| 委員           | 菅原 恵悦  | (市民の会)  |
| 委員           | 青山 豊   | (新風の会)  |
| 委員           | 奥山 豊和  | (新風の会)  |
| 委員           | 菅原 正志  | (市民の会)  |
| 委員           | 佐藤 清春  | (新政会)   |
| 委員           | 土田 百合子 | (公明党)   |
| オブザーバー (副議長) | 小野 正伸  | (新政会)   |



### 3. 検証方法について

議会改革推進会議の設置目的は、条例第 19 条に基づく検証の他、議会改革に係る協議又は調整を行う協議の場として横手市会議規則に定められている。第 3 期においては、前議会運営委員会からの継続検討依頼事項 1 件、前議会改革推進会議からの継続検討依頼事項 7 件と、取り急ぎ解決策を見出さなければならない案件が多くあったため、まずはその 8 件を解決するための検討を優先して行った。その結果、見出された変更・改正（案）についてはその都度、議会運営委員会へ報告し、実行可能なものから順次取り入れていただいている。

最終的には、継続検討依頼のあった検証済みの部分を含め、全体の条例の検証に入り、検証結果については、「A 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく」「B 条文に従い、新たな取り組みを検討する」「C 条文を改正する」「D その他」の 4 段階で評価を行い議会基本条例検証シートにまとめるとともに、見出した解決策や問題点を付記している。

#### 【 参 考 】

##### ■前議会運営委員会からの継続検討依頼事項

- ・会派代表質問のあり方について（第 4 条）

##### ■前議会改革推進会議からの継続検討依頼事項

- ・議員相互間の自由討議の運用について（第 2 条第 3 項、第 3 条第 1 項）
- ・議員特別研修費の運用について（第 3 条第 1 項第 2 号）
- ・重要な議案に対する態度表明のあり方について（第 5 条第 3 項）
- ・反問権の運用について（第 8 条第 3 項）
- ・一般会計予算審議のあり方について（第 1 2 条）
- ・常任委員会等の行政視察のあり方について（第 1 2 条）
- ・議員定数・議員報酬について（第 1 5 条）

### 4. 検証及び協議の経過

| 区 分<br>(委員改選後) | 開催日時                     | 会議内容   |
|----------------|--------------------------|--|
| 第 1 回          | 平成 29 年<br>12 月 13 日 (水) | ① 正副委員長互選<br>② 前議会改革推進会議からの継続審査項目について<br>③ 前議会運営委員会からの検討依頼事項について |
| 第 2 回          | 平成 30 年<br>1 月 19 日 (金)  | ① 会派代表質問のあり方について<br>② 議会改革推進会議における検討事項の抽出について                    |
| 第 3 回          | 平成 30 年<br>1 月 24 日 (水)  | ① 会派代表質問の具体的な運用について  |

| 区 分<br>(委員改選後) | 開催日時                     | 会議内容  |
|----------------|--------------------------|---|
| 第4回            | 平成30年<br>2月8日(木)         | ① 議員特別研修費の運用について<br>② 一般会計予算審議のあり方について                                    |
| 第5回            | 平成30年<br>3月9日(金)         | ① 議員特別研修費の運用について  |
| 第6回            | 平成30年<br>5月16日(水)        | ① 今後の協議の進め方について<br>② 行政視察について   |
| 第7回            | 平成30年<br>6月12日(火)        | ① 議会運営委員会からの調査依頼について<br>② (継続)自由討議の運用について<br>③ 行政視察について                   |
| 第8回            | 平成30年<br>7月17日(火)        | ① 行政視察の事前研修   |
| 行政視察           | 平成30年7月<br>23日(月)~24日(火) | ① 岩手県紫波町議会<br>② 岩手県久慈市議会  |
| 第9回            | 平成30年<br>8月17日(金)        | ① 行政視察の振り返り<br>② (継続)議員相互間の自由討議の運用について<br>③ (継続)反問権の運用について                |
| 第10回           | 平成30年<br>9月6日(木)         | ① (継続)議員相互間の自由討議の運用について<br>② (継続)通年議会の整理                                  |
| 第11回           | 平成30年<br>9月10日(月)        | ① (継続)議員相互間の自由討議の運用(案)について  |
| 第12回           | 平成30年<br>10月15日(月)       | ① 政務活動費運用指針の検証<br>② 議員間討議(論点整理)の検証  |
| 第13回           | 平成30年<br>11月16日(金)       | ① 政務活動費の情報公開について<br>② 一般会計予算審議のあり方(条文及び歳入の審査方法について)<br>③ 通年議会導入の調査・検討     |
| 第14回           | 平成30年<br>12月5日(水)        | ① 通年議会制度導入に関する調査内容の確認   |
| 第15回           | 平成31年<br>1月25日(金)        | ① 会議録の議員間共有について<br>② 常任委員会等の行政視察のあり方について<br>③ 議会基本条例の検証について<br>・検証項目の洗い出し |

| 区 分<br>(委員改選後) | 開催日時                            | 会議内容   |
|----------------|---------------------------------|--|
| 第 16 回         | 平成 31 年<br>2月 12 日 (火)          | ① 委員会会議録の議員間共有について<br>② 正副議長選挙の立候補表明について<br>③ 議会基本条例の検証について<br>・ (規定なし) 常任委員長の代表質問<br>・ 第 3 章「市民と議会の関係」の再整理<br>・ 第 8 条「一問一答方式」の検証<br>・ 第 9 条「文書質問」の取り扱いルール<br>・ 第 17 条「議会図書室」の活用<br>・ 第 15 条「議員定数及び報酬」の検討の有無 |
| 第 17 回         | 平成 31 年<br>3月 8 日 (金)           | ① 委員会会議録の議員間共有について<br>② 正副議長選挙の立候補表明について<br>③ 議会基本条例の検証について<br>・ 第 3 章「市民と議会の関係」の再整理<br>・ 第 8 条「一問一答方式」の検証   |
| 第 18 回         | 平成 31 年<br>4月 24 日 (水)          | ① 正副議長選挙の立候補表明について<br>② 議会基本条例の検証について<br>・ 第 8 条「一問一答方式」の検証  |
| 第 19 回         | 令和元年<br>5月 13 日 (月)             | ① 正副議長選挙の立候補表明について<br>② 議会基本条例の検証について<br>・ 第 8 条「一問一答方式」の検証<br>・ 第 9 条「文書質問」の取り扱いについて  |
| 第 20 回         | 令和元年<br>5月 27 日 (月)             | ① 議会基本条例の検証について<br>・ 第 8 条「一問一答方式」の検証<br>② 正副議長選挙の立候補表明について  |
| 第 21 回         | 令和元年<br>6月 12 日 (水)             | ① 正副議長選挙の立候補表明について<br>② 議会基本条例の検証について<br>・ 第 9 条「文書質問」の取り扱いについて<br>・ 第 17 条「議会図書室」の活用について<br>③ 行政視察について  |
| 行政視察           | 令和元年 7 月<br>22 日 (月) ~ 23 日 (火) | ① 福島県伊達市議会<br>② 宮城県柴田町議会   |
| 第 22 回         | 令和元年<br>8月 20 日 (火)             | ① 検証結果報告書 (案) について<br>② 行政視察の振り返り  |
| 第 23 回         | 令和元年<br>9月 5 日 (木)              | ① 検証結果報告書について (最終確認)   |

## 5. 検証結果について

検証の結果は、別添「議会基本条例検証シート（検証結果）」にまとめたとおりである。検証結果がA以外については、具体的な取り組み等を記載した。下記に新たな取り組みや改善を求める事項について、(1)～(15)のとおり提言・提案・報告するものである。

### 【提案】 → 一部実施済み

#### (1) 委員会会議録の一部公開及び議員間共有について（第2条1項）

※平成31年2月26日 議長へ報告済み ……【資料①】17ページ

##### ① 一般会計予算特別委員会及び決算特別委員会の会議録公開 について

本会議場で行っている一般会計予算特別委員会及び決算特別委員会は、市議会ホームページにおいて、ライブ中継及び録画中継がなされている。また、録画中継は、約1年前までの録画の視聴が可能になっていることから、一般会計予算特別委員会及び決算特別委員会の会議録を、市議会ホームページで公開することは可能と考える。公開に向けた検討をお願いしたい。

##### ② 委員会会議録の議員間共有 について

委員会会議録の議員間共有については、平成29年7月10日開催の議会運営委員会において方向性は了承されたものの、その際、運用に関するルールを議会改革推進会議で決めてほしいとの意見が出されていたことから、この度協議を行った。委員会会議録の共有にあたっては、「横手市議会委員会会議録議員間共有に関する取り扱い基準（案）」を提案するが、「3. 会議録共有の方法」のうち、データの保存場所と「5. 会議録共有の期間」については、タブレット端末活用推進会議での検討をお願いしたい。

### 【提案】 → 実施済み

#### (2) 正副議長選挙における志願者の所信表明の公開について（第2条1項）

※令和元年6月17日 議会運営委員会へ報告済み ……【資料②】20ページ

条例の検証を行った中で、正副議長がどのような過程を経て、またどのような議会の実現を目指す考えを持って選ばれているのかを市民に明らかにしていくことは、議会活動の方向性を明確化し、公平・公正で市民に開かれた議会の実現に資するという結論に至ったことから、次のとおり提案する。

##### 1. 公開の方法

選挙が行われる本会議において、正副議長を志願する者の所信表明を本会議日程に追加して行う。

##### 2. 所信表明の申し出

所信表明を行おうとする者は、所信表明を行う旨の宣告があったとき、挙手により申し出るものとする。

### 3. 所信表明を行わなかった者に対する投票について

地方自治法の定めにあるとおり、所信表明の有無にかかわらず、全議員が選挙人、被選挙人となることから、所信表明を行わなかった議員への投票があった場合においても、その票は有効となる。混乱を避けるため、全ての所信表明後、投票前において、議長よりその趣旨について確認することとする。

## 【報告】 → 実施済み

### (3) 議員相互間の自由討議の運用について（第2条3項、第3条第1項）

※平成30年9月11日 議長及び各委員長へ報告済み ……【資料③】21ページ

先進議会の視察を通して、様々な場面で、多様なパターンで自由討議を行わなければならないということが分かった。このため、ある程度大雑把な素案を示させていただいた。議員相互の自由討議は、目的を共有するために、まずは対話をすることに意味がある。まずはこの素案に基づいて運用し、不具合があれば直していくこととしたい。

## 【報告】

### (4) 通年議会制度導入の調査について（第2条4項）

※平成30年12月17日 議長及び議会運営委員会へ報告済み ……【資料④】22ページ

通年議会・通年会期については、先進事例の研究や行政視察で話を聞き議論してきた結果、通年議会制度の導入を検討する前に、委員会活動の充実と議員間討議の活性化を図ることが大事であるとの結論に至った。このことが根付いてくると、自ずと通年議会制度導入の道筋が見えてくるものと思う。制度を導入する前に、十分な議論の積み重ねと議員全員の共通認識を高めていかないと結論を見出すのは難しい。結論を急ぐ必要はないと考える。

また、通年議会制度導入にあたっては、全議員が通年議会制度について共通認識を高める必要があり、また当局側とも十分な事前協議を行わなければならない。

## 【報告】 → 実施済み

### (5) 議員特別研修費の運用について（第3条2項）

※平成30年3月19日 議会運営委員会へ報告済み（口頭での説明のみ）

議員特別研修費の未使用分を議員間で融通することはできないか運用を工夫して欲しい、また、政務活動費と議員特別研修を一本化できないか、という前議会改革推進会議からの申し送りであった。しかし議論の結果、特別研修費の融通については不可能であると結論付けた。議員間で使いやすくという趣旨はわかるが、市民に対する説明としては非常に困難を極めるものである。

政務活動費と特別研修費の一本化については、方向性としては理解するが、もともと性質や経緯も違うため、一本化することについては非常に無理があると結論付けた。

今後は議会全体でも検討していかなければならないテーマになると考えるが、政務活動



費を含めた議員の待遇改善についての議論も積み重ねながら、議会全体の統一した意志の下で進めていかなければ、市民への説明もまた厳しいものである。

議員特別研修費、政務活動費については市民に理解をしてもらうための活動も必要と考える。議員特別研修については研修報告を市民に公開をしてはどうかと考える。まずは出発点として、提出いただいている所感を含めた報告書をホームページ上で公開することを提案する。

### 【提案】 → 実施済み

#### (6) 会派代表質問について（第4条3項）

※平成30年2月9日 議会運営委員会へ報告済み ……【資料⑤】27ページ

前議会改革推進会議から、一般質問との違いがあいまいな状況であり、違いを明確にできるように運用を検討して欲しいと依頼のあった事項である。議会改革推進会議としては、同一会派で複数議員が再質問できるようにするなどの運用（案）を議会運営委員会に示した。

※議会運営委員会において運用を検討した結果、当会議の案とはやや異なる形にはなったが、先例・申し合わせ事項を修正の上、運用されている。

### 【報告】 → 実施済み

#### (7) 重要な議案に対する態度表明の在り方について（第5条3項）

前議会改革推進会議から、無記名投票は避けるなど、市民に分かりやすい議員の態度表明をルール化すべきではないかとの申し送りがあった件である。議会改革の観点からすると、議員個人としての態度は市民も知りたいことだと考える、との意見が出された。明確なルール化までには至らなかった、これまで通り賛否一覧を議会だよりに掲載するとともに、無記名投票は極力避けるべきとの認識で確認された。

### 【提案】

#### (8) 議会報告会に関する部分の条例の改正について（第6条1項）

広聴活動については、これまでの議会報告会という形を一步進めて、議員と市民が直接意見を交換できる場を設けようと模索しているところである。これを受けて、議会報告会だけでなく、多様な形で市民との意見交換の場を設けていくためにも、議会基本条例の条文について次のように改正することを提案するものである。

#### 【改正前】（議会報告会）

第6条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を開催するものとする。

↓

#### 【改正（案）】（議会広聴活動の充実）

第6条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、議会報告会等を開催し、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する場を設けるものとする。

**【提案】** → 実施済み

(9) 一般質問における一問一答方式の運用について（第8条2項）

※令和元年5月28日 議会運営委員会へ報告済み ……【資料⑥】31ページ

平成29年6月定例会から試行している一般質問の一問一答方式について、質問のルールがしっかりと統一されていないことから、市長が答弁に迷ったり、質疑が食い違ったりする場面が見られるとの問題提起があった。議会改革推進会議で検討した結果、質問通告書の付番ルールを統一するとともに、様式脚注に番号のつけ方を明記し、一問一答の質問の仕方について全議員が意思統一することで、相当部分が改善するのではないかとの結論に達した。

このことから、質問ルールと通告書の書き方、及び一般質問通告書様式の一部修正を議会運営委員会へ提案し、令和元年6月定例会から運用が開始されたところである。

**【提案】** → 実施済み

(10) 反問権の運用について（第8条3項）

※平成30年8月21日 議会運営委員会へ報告済み ……【資料⑦】35ページ

前議会改革推進会議から、反問権の運用基準を設け、反問権を行使しやすい環境整備を行ってほしいとの申し送りを受けていた事項である。議会改革推進会議の検討の中では、前議会改革推進会議で作成した素案を採用することとした。反問権を行使するかしないかは市長等の判断になるが、より議論を深める手立ての一つとして、市当局と議会が共通の認識の基で運用されるよう、議長から市長へ運用方針を提示した。

**【報告】** → 実施済み

(11) 閉会中の文書による質問について（第9条1項）

※令和元年6月17日 議会運営委員会へ報告済み ……【資料⑧】36ページ

平成30年10月に会派より初めての文書質問が議長を通して市長へ提出された時の状況を踏まえ、運用ルールの整備が必要だとの問題提起があった。議会基本条例制定時の議論等を確認しながら検討した結果、文言の解釈と様式を含めた形で運用ルールを決めるべきとの結論に達したところである。このため、議会運営委員会に対し、次の2点について検討を依頼したところである。

①「第9条における「議会は」という表現の見解の統一について

議会基本条例全般を通じて「議会は」という表現が使われている。しかし、第9条の「閉会中の文書による質問」においては、表現の解釈に、議員間でも解釈が分かれている状況である。この解釈が議会の総意であるのか、ある程度のまとまりを持った議員の集まりなのか、議員個人単位までを表すのか、はっきりとした見解が必要である。

②スピーディーな運用を行うためのルール化について

第9条が「閉会中に緊急を要する事案等が発生した場合の質問とし、議長を通じて行うこ

とができる」と解されていることから、必要時はスピーディーな運用が求められる。このため、様式を含めた運用ルールの整備が必要である。

### **【提案】** → 実施済み

#### (12) 一般会計予算特別委員会での審議の進め方について（第12条1項）

※平成30年12月3日 議会運営委員会へ報告済み ……【資料⑨】37ページ

これまで歳入の審査については全て総務文教分科会へ委嘱となっていた。しかし、歳出予算と合わせて、その財源となっている歳入についても各分科会へ分割委嘱し、歳出と合わせて審査したほうがより詳細に審査できるのではないかと、前議会改革推進会議から申し送りがあった事項である。議会改革推進会議では、実際に行うにはどのような手法を取れば良いか検討を重ね、その結果を議会運営委員会へ提案したところである。

また、本会議場で行われる一般会計予算特別委員会での審議においては、歳出の款ごとに区切って説明と質疑を行うよう議会運営委員会へ申し入れ、平成31年度一般会計当初予算の審査からこの方式をとっている。

### **【報告】** → 実施済み

#### (13) 政務活動費のホームページでの情報公開と支出基準の見直しについて（第13条）

※平成30年12月3日 議会運営委員会へ報告済み ……【資料⑨】37ページ

議長から検討依頼のあった、政務活動費の領収書等のホームページでの公開について、検討した結果、政務活動費の透明性や説明責任を果たすためにも全ての領収書をホームページで公開すべきであると結論付けた。また、これに合わせ支出基準の見直しを行った。しかしいざ公開するとなった時に、クレジットカードを利用している議員の領収書（明細書）をどのように扱うか、また費用の取り扱い日を発生主義で捉えるか現金主義で捉えるか等、各種の課題を解決しなければホームページ上で公開することはできないことが判明した。このため、今年度の公開に関しては、政務活動費の運用指針に別記という形で、発生主義で経費の発生日を用い、クレジットカードの利用も事実上認めるという扱いをすることを議会運営委員会へ提案した。政務活動費の運用指針については今後も検討を重ねていく必要がある。

### **【報告】**

#### (14) 議員定数及び議員報酬について（第15条）

議員定数と議員報酬の問題に関しては、議会改革として常に検討していかなければならない問題であると認識している。しかし、議員の担い手不足の問題や、通年議会を導入した場合の対応など、議会そのものの在り方を含めて検討しなければならない事項であると考えている。今後も継続して検討していただきたい。

### **【提案】**

#### (15) 議会図書室の活用について（第17条）

先進事例では議会図書室と図書館が連携したレファレンスサービスなど、様々な方法で活

用を図っている。当市議会の議会図書室についても何らかの活用方法を検討していった方がよいと考える。まずは手始めに、市内図書館に勤務する司書を招いての議員研修会を開催してみようことを提案する。

## 6. 議会改革を進める体制についての提言

議会改革推進会議は条例第 19 条に定める検証、若しくは議会改革に係る協議又は調整を行うこととされており、いわば議会内部の制度や仕組みの協議を行う役割を担ってきた。2 回目の条例検証と前任期の議会改革推進会議や議会運営委員会、議長などからの検討依頼事項の協議を終えた感想として、議会改革をより機動的・効率的に、かつ議会が一丸となって取り組むには、現在の体制では限界があることを申し述べたい。

議会改革とは、市民からの声や要望に対し、スピーディーに対応したり、政策につなげていくための体制整備であり、内部調整の話である。この作業がひと段落したことから、これからは、実際に市民の声に応える活動に重点を置いていくべきである。

これまでの議会改革推進会議からの検証報告や提案により、大まかな問題点は洗い出され、対応できる部分は議会運営委員会において既に協議がなされている。残っているのは、議員定数や議員報酬、通年議会といった大きなテーマである。細やかな運営上の修正点などは議長、議会運営委員長がリーダーシップを発揮して、逐次改善して頂ければ良いし、大きな問題については特別委員会や審議会、研究会などを立ち上げて専門的に対応した方が効率的ではないかと考える。このことは、広報広聴委員会が常設の特別委員会として積極的に活動し、大きな成果を残していることを見れば明白である。

これからの議会改革推進会議は、条例第 19 条に定める条例検証と、検証結果から導く議会展行計画の作成を行う、評価検証の専門機関とするべきであり、名称を含め検討が必要であると考えられる。

## 7. おわりに

今任期の議会改革推進会議においては、条例の検証に加え、浮かび上がった課題の解決方法について各種の提案をしながら進めてきた。議会改革は社会情勢の変化や、技術の発展などにより、手法はめまぐるしく変わっていくものだと改めて感じた任期であった。やってみて問題があれば改善するという姿勢で今回は取り組んできたが、次の任期の委員においても、常に柔軟な思考で見直すという意識をもって取り組んでいただけたら幸いに思う。

最後に、議会基本条例を通して、本市議会がこれまで以上に市民に信頼され、開かれた議会となることを強く望み報告とする。

議会基本条例検証シート（検証結果） 【議会改革推進会議】

A 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく  
 B 条文に従い、新たな取り組みを検討する  
 C 条文を改正する  
 D その他

| 条 文  | 取り組み状況、課題・問題点   | 検証結果 | 左欄の検証結果がA以外の場合<br>具体的な説明や取り組み等を記載   |
|--|---|------|---|
| (前 文)  |   |      |   |
| <p>横手市議会と市長は、二元代表制のもと、切磋琢磨し、市民のために最良の意思決定をなす共通の使命が課せられている。</p> <p>これまで、先人たちは幾多の試練を乗り越え、実り豊かな大地「横手市」をつくりあげてきた。私たちはそれを継承し、さらに発展させ、次代に引き継がなければならない。</p> <p>よって、横手市議会及び議員は、市民の多様な意見を代表して議論し、社会情勢の変化を的確に捉えた不断の自己研鑽を義務とし、議会の持つ権能を十分に発揮するよう努めるものである。</p> <p>ここに、横手市議会は、地方自治の本旨に則り、合議制の議事機関として真に市民の負託に応えていくことを決意し、この条例を制定する。</p> |   | A    |   |
| 第1章 総則(第1条)  |   |      |   |
| 第1条 (目的)   |   |      |   |
| <p>1 この条例は、横手市議会(以下「議会」という。)に関する基本的事項を定めることにより、議会がその権限と機能を発揮し、もって真に市民の負託に応え、豊かな横手市の実現に寄与することを目的とする。</p>  |   | A    |   |
| 第2章 議会及び議員の活動原則(第2条～第4条)   |   |      |   |
| 第2条 (議会の活動原則)  |   |      |   |
| <p>1 議会は、市民の代表機関として、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会及び市民参加を不断に推進することを目指して活動する。</p>   | <p>・委員会の情報公開のあり方について<br/>                     現在、本会議場で行う一般会計予算特別委員会や決算特別委員会はインターネット中継を行っているが、会議録はホームページ上では公開されていない状況である。特に公開しない理由もなく、公開すべきではないか。</p> <p>・委員会等会議録の議員間での情報共有について<br/>                     各常任委員会等、各種会議の会議録の公開については各委員長判断で行われているが、タブレットの機能を活用して議員間で会議録を共有する事ができれば、それぞれの議員活動に活かすことができ、有意義ではないか。議員間での共有であれば、その都度、委員長が許可しなくても、初めからの申し合わせで共有できるのではないか。</p> | B    | <p>⇒H31.02.26(議長及び議会運営委員長へ報告)<br/>                     「委員会会議録の一部公開及び議員間共有について」を提出(議運委員長＝タブレット端末活用推進会議委員長同席)。一般会計予算特別委員会及び決算特別委員会の会議録は公開することです承。委員会会議録の議員間共有については、タブレット端末活用推進会議でフォルダ構成等を整理したうえで実施することです承。</p> |
| <p>2 議会は、市長その他の執行機関及びその職員(以下「市長等」という。)に対し、適切な行政運営が行われているか事務の執行を監視し、評価する。</p>   |   | A    | <p>⇒R01.06.12(議会運営委員会へ報告)<br/>                     「正副議長選挙における志願者の所信表明の公開について」を提出、了承。次回の正副議長選挙より実施する。</p>   |

A 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく  
 B 条文に従い、新たな取り組みを検討する  
 C 条文を改正する  
 D その他

| 条 文  | 取組み状況、課題・問題点  | 検証結果 | 左欄の検証結果がA以外の場合<br>具体的な説明や取組み等を記載   |
|--|---|------|--|
| 3 議会は、言論の府であることを十分に認識し、積極的な議員相互間の自由討議を行い、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めるとともに、議決責任を認識し、積極的な情報公開に取り組み、説明責任を果たすものとする。 | 【前議会改革推進会議からの継続検討事項】<br>・議員相互間の自由討議の運用について<br>議員相互間の自由討議の運用に関する素案を次のようにまとめた。明文化にあたっては、議会基本条例の運用基準を新たに設け、その中に記載するよう望むものであり、改選後の議会改革推進会議において引き続き検討を行っていただきたい。   | B    | ⇒H30.9.11<br>委員長が正副議長、各常任委員長、議運委員長に運用案を説明し、その運用でまずは実施し、不具合があれば直していくこととする。  |
| 4 議会は、社会環境、経済情勢の変化により新たに生ずる市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会改革に取り組むものとする。   | 【議長・議会運営委員会からの調査依頼】<br>・通年議会制度の導入の調査・検討について   | A    | ⇒H3012.17(議長及び議会運営委員会へ報告)<br>通年議会制度を導入するには時期尚早であり、まずは委員会活動のより一層の活性化が必要。委員会活動の活性化が進んでいけば、通年議会制度へと自然につながる旨を報告。   |
| 5 議会は、地方分権時代にふさわしい議会のあり方について調査研究するため、他の地方公共団体の議会との交流及び連携を推進するものとする。  |   | A    |  |
| 第3条（議員の活動原則）   |   |      |  |
| 1 議員は、議会を構成する一員として、次に掲げる原則に基づいて活動するものとする。<br>(1) 議会在が言論の府及び合議体であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。                    | ・第2条第3項に記載のとおり。   | B    | ・第2条第3項に記載のとおり。  |
| (2) 日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努め、市民の代表者としてふさわしい活動を行うこと。  | 【前議会改革推進会議からの継続検討事項】<br>・議員特別研修費の運用について<br>議員特別研修費は、費用弁償と負担金あわせて1人10万円の範囲としているが、委員から「10万円未満で研修を終えた場合、余った分を議員間で融通し合えるようにしてはどうか」との意見があった。融通する範囲を会派間にするか、議員間とするか、融通する金額をどの程度まで認めるかなど、具体的なやり方は、改選後の議会改革推進会議において検討していただきたい。            | D    | ⇒H30.3.19(議会運営委員会に報告)<br>将来的には政務活動費と議員特別研修費を一本化する方向がいいが、その前段として、議員特別研修報告書をホームページで公開する。特別研修費については、これまで同様、費用弁償と負担金併せて1人10万円の範囲とし、余った分の融通はしない。<br>議員特別研修の報告書は、平成30年度分からホームページで公開する。 |
| 第4条（会派）  |   |      |  |
| 1 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができる。   |   | A    |  |
| 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。   |   | A    |  |
| 3 会派は、政策形成、政策立案及び政策提言に関し、会派の代表により調整を行い、合意形成に努めるものとする。  | 【前議会運営委員会からの検討依頼事項】<br>・会派代表質問のあり方について<br>会派代表質問は、市長の施政方針、所信説明及び教育委員長の教育行政方針に対して行うことを原則としているが、一般質問との違いがあいまいな状況である。委員からは、違いを明確にするため、会派代表質問は持ち時間内であれば、あらかじめ通告した同一会派の議員も関連質問できるようにしてはどうかとの意見があった。「先例・申し合わせ事項」への追加項目とすることもあわせ、検討されたい。 | B    | ⇒H30.2.9(議会運営委員会に報告)<br>会派代表質問の運用(案)を説明。この先は、議会運営委員会で協議する。   |

A 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく  
 B 条文に従い、新たな取組みを検討する  
 C 条文を改正する  
 D その他

| 条 文  | 取組み状況、課題・問題点  | 検証結果 | 左欄の検証結果がA以外の場合<br>具体的な説明や取組み等を記載   |
|--|---|------|--|
| <b>第3章 市民と議会との関係(第5条～第7条)</b>  |   |      |  |
| 第5条 (情報共有と市民意見の把握)   |   |      |  |
| 1 議会は、議会活動に関する情報公開を徹底する。   |   | A    |  |
| 2 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)においては、公聴会制度及び参考人制度等を十分に活用し、議会の討議に反映させるよう努めるものとする。 |   | A    |  |
| 3 議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。                 | <p>【前議会改革推進会議からの継続検討事項】<br/>           ・重要な議案に対する態度表明のあり方について<br/>           横手市議会では、賛否が分かれた議案等は、議会だよりやホームページで賛否一覧表を掲載して議員の態度表明結果をお知らせしているところであり、この取り組みは今後も継続していただきたい。<br/>           なお、委員からは「議員の賛否の態度が市民にわかるよう、例えば無記名投票は避けるなど、態度表明に関し一定のルール作りが必要ではないか」といった意見があった。しかしながら、今任期中で方向性を見出すことはできなかつたため、改選後の議会改革推進会議において引き続き検討していただきたい。</p> | A    | ⇒H30.2.8<br>これまでどおり賛否一覧を議会だよりに掲載する。<br>無記名投票は極力避ける。  |
| 第6条 (議会報告会)  |   |      |  |
| 1 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を開催するものとする。                   | これまでの議会報告会という形を一步進めて、議員と市民が直接意見を交換できる場を設けようと模索しているところである。このような状況を鑑みれば、基本条例の条文は修正が必要である。   | C    | ⇒H31.03.08<br>・第6条、見出し、本文を次のように改正する(案)。<br>(議会広聴活動の充実)<br>第6条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、議会報告会等を開催し、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する場を設けるものとする。 |
| 第7条 (議会広報活動の充実)  |   |      |  |
| 1 議会は、情報技術の発達も踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民にとって議会と市政が身近になるよう広報活動に努めるものとする。                 |   | A    |  |
| <b>第4章 議会と行政の関係(第8条～第11条)</b>  |   |      |  |
| 第8条 (議員と市長との関係)  |   |      |  |
| 1 議会審議における議員と市長等とは、常に緊張関係を保持し、市政の発展に取り組むものとする。   |   | A    |  |
| 2 本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政の課題に対する論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。                         | 一問一答方式のルールがしっかりと統一されておらず、市長等が答弁に迷う状況が見受けられる。より議論を深めるためにも、議会と当局がしっかりとルールを踏まえた上で運用されるよう環境を整備すべき。  | B    | ⇒R01.5.28(議会運営委員会に報告)<br>一問一答方式の通告書における付番の仕方及びその運用について見直しを行い、6月定例会から運用を実施。   |

A 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく  
 B 条文に従い、新たな取組みを検討する  
 C 条文を改正する  
 D その他

| 条文  | 取組み状況、課題・問題点   | 検証結果 | 左欄の検証結果がA以外の場合<br>具体的な説明や取組み等を記載   |
|---|--|------|--|
| 3 本会議又は委員会に出席した市長等は、議長又は当該委員会委員長の許可を得て、当該議員又は委員に反問することができる。   | <p><b>【前議会改革推進会議からの継続検討事項】</b><br/> <b>・反問権の運用について</b><br/>           反問権の運用に関する素案を次のようにまとめた。明文化にあたっては、議会基本条例の運用基準を新たに設け、その中に記載するよう望むものであり、改選後の議会改革推進会議において引き続き検討を行っていただきたい。なお、委員からは「反問権を行使する際、議長等の許可を必要とするかどうかも協議し、反問権を使いやすいようにしてもらいたい」といった意見も出された。</p> | D    | ⇒H30.8.21(議会運営委員会に報告)<br>反問権の運用ルールを議会運営委員会へ報告し、議長から市長に伝えた。   |
| 第9条（閉会中の文書による質問）  |  |      |  |
| 1 議会は、閉会中に市長等に対し、文書による質問を行い、文書による回答を求めることができるものとする。   | 平成30年9月定例会において、議会基本条例第9条に基づいた文書質問が初めて提出された。しかし、はっきりとした運用や様式がなく、また運用の解釈についても議会として統一されていないことが分かったため、これらについて整理する必要があるのではないかと。   | B    | ⇒R01.06.17(議会運営委員会へ報告)<br>基本条例第9条の解釈を含め、議会運営委員会に方向性を見出してもらうように申し入れを行った。  |
| 第10条（政策等の形成過程の説明）   |  |      |  |
| <p>1 議会は、提案される政策、計画、施策及び事業等（以下「政策等」という。）について、議会審議における政策水準を高めるために、必要に応じて市長等に対し次に掲げる事項について説明を求めるものとする。</p> <p>(1) 政策等を必要とする背景<br/>           (2) 提案に至るまでの経緯<br/>           (3) 市民参加の実施の有無とその内容<br/>           (4) 総合計画との整合性<br/>           (5) 財源措置<br/>           (6) 将来にわたる効果及び費用</p> <p>2 議会は、政策等の実施後における各事業の事務事業評価の審議に努めるものとする。</p> |  | A    |  |
| 第11条（予算・決算における説明）   |  |      |  |
| 1 議会は、予算及び決算の審議にあたっては、前条の規定に準じて、施策別又は事業別の具体的な説明資料の提出を市長等に求めることができる。   |  | A    |  |
| 第5章 委員会の活動(第12条)  |  |      |  |
| 第12条（委員会の運営）  |  |      |  |
| <p>1 委員会の委員は、社会環境、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、所管に係る市政の課題に対し常に問題意識をもって活動するよう努めなければならない。</p> <p>2 委員会は、議会における政策立案及び政策提案を積極的に行うものとする。</p> <p>3 委員長は、十分な討議を保障するため、公平、公正な委員会運営を行わなければならない。</p>  | <p><b>【前議会改革推進会議からの継続検討事項】</b><br/> <b>・一般会計予算審議のあり方について</b><br/>           現在、一般会計予算の歳入審査は、すべて総務文教分科会に付託して行っているところだが、委員からは、「歳入・歳出を一体として審査できるような付託の方法を研究してはどうか」といった意見があった。しかしながら、今任期中で方向性を見出すことはできなかつたため、改選後の議会改革推進会議において引き続き検討を行っていただきたい。</p>           | B    | <p>⇒H30.2.9(議会運営委員会に報告)<br/>           本会議における当初予算審議について、歳出の質疑のみ款ごとに区切って行っていただきたい旨、報告し、了承。</p> <p>⇒H30.12.03(議会運営委員会に報告)<br/>           歳入・歳出を一体とした予算審査の実施(案)を報告、了承。</p> |



A 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく  
 B 条文に従い、新たな取組みを検討する  
 C 条文を改正する  
 D その他

| 条文  | 取組み状況、課題・問題点  | 検証結果  | 左欄の検証結果がA以外の場合<br>具体的な説明や取組み等を記載   |
|---|---|---|--|
|   | <p><b>【前議会改革推進会議からの継続検討事項】</b><br/> <b>・常任委員会等の行政視察のあり方について</b><br/>           常任委員会や特別委員会が視察を行うときは、1人当たり10万円の予算の範囲で行っているところである。議会改革推進会議では、視察のあり方が現状のままでよいか、予算と回数について検討を行った。その結果、これまで通り1人10万円を上限とし、年1回行うこととするが、1人当たりの上限額や実施回数は今後検討が必要であるとの結論に至った。</p> | A   | <p>検証の結果、目的をもった委員会活動に変わってきているため、これまで通り年1回の実施で、1人10万円を上限のままとした。</p>   |
|   | <p><b>・常任委員会長の代表質問について</b></p>  | A   | <p>議論が進んできたら検討をする。当面はこのようなやり方もあるということを確認しておく程度に留める。</p>  |
| <p><b>第6章 政務活動費(第13条)</b></p>               |   |   |  |
| <p>第13条(政務活動費の交付等)</p>                      |   |   |  |
| <p>15</p>                                   | <p>1 議員は、政策研究及び政策提言等が確実に実行されるよう、政務活動費を有効に活用し、市政に関する調査研究その他の活動を積極的に行うものとする。<br/>           2 議員は、政策立案及び調査研究に資するため、政務活動費の交付を受けたときは、その用途の透明性の確保に努めるものとする。<br/>           3 前2項に定めるもののほか、政務活動費に関することは、別に定める。</p>  | <p>・政務活動費の支出基準は、社会情勢の変化に合わせた見直しが必要。<br/> <b>【議長からの調査依頼(H30.08.21議運、全協で議長提案)】</b><br/>           ・政務活動費のホームページでの情報公開について</p> | <p>⇒H30.11.20(議長に報告)<br/>           政務活動費のホームページ公開の実施と合わせて、「政務活動費支出基準」についての見直しを報告。<br/>           ⇒H30.12.03(議会運営委員会に報告)<br/>           政務活動費運用指針を一部改正、H30年度分からすべての領収書を公開することに決定。<br/>           ⇒R01.06.12(議会運営委員会へ報告)<br/>           政務活動費のホームページでの領収書等の公開を実施するにあたり、クレジットカードの利用等、問題となる点が発生したことから「政務活動費運用指針」を一部改正する案を報告、了承。</p> |
| <p><b>第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇(第14条・第15条)</b></p> |   |   |  |
| <p>第14条(議員の政治倫理)</p>                        |   |   |  |
|   | <p>1 議員は、市民全体の代表者として、政治的倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を遂行しなければならない。</p>   | A   |  |
| <p>第15条(議員定数及び議員報酬)</p>                     |   |   |  |
|   | <p>1 委員会又は議員は、議員定数又は議員報酬の改定を提案するに当たっては、市政の現状及び市の将来像等を十分に考慮し、明確な理由を付して提出するものとする。</p>   | D   | <p>継続して検討する。</p>   |
| <p><b>第8章 議会事務局等の充実(第16条・第17条)</b></p>      |   |   |  |
| <p>第16条(議会事務局の体制整備)</p>                     |   |   |  |
|   | <p>1 議長は、議員の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査、法務機能を積極的に強化するものとする。<br/>           2 議会事務局職員は、常に議会の活性化、充実及び発展を心がけ、行動するものとする。</p>  | A   |  |

A 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく  
 B 条文に従い、新たな取組みを検討する  
 C 条文を改正する  
 D その他

| 条 文   | 取組み状況、課題・問題点  | 検証結果 | 左欄の検証結果がA以外の場合<br>具体的な説明や取組み等を記載 |
|---|---|------|----------------------------------|
| 第17条（議会図書室）   |   |      |                                  |
| 1 議会は、議員の調査研究及び政策立案に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。  | 議会図書室の活用について、検討の余地があるのではないか。先進議会では図書館と連携したレファレンスサービスの取組みなどの事例がある。 | B    | 議会図書室の活用方法についての議員研修会を提案する。       |
| 第9章 補則（第18条・第19条）   |   |      |                                  |
| 第18条（他の条例等との関係）   |   |      |                                  |
| 1 議会は、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合は、この条例との整合を図らなければならない。  |   | A    |                                  |
| 第19条（継続的な検証）  |   |      |                                  |
| 1 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを議会改革推進会議において検証、検討するものとする。<br>2 議会は、前項に定める検証、検討の結果に基づき、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。 |   | A    |                                  |

## 【資料①】

横委発第113号

平成31年2月26日

横手市議会議長 齋藤 光司 様

議会改革推進会議

委員長 播磨 博一

### 委員会会議録の一部公開及び議員間共有について

横手市議会は、現在、本会議の会議録は一般公開されておりますが、委員会の会議録は一般公開されていない状況にあります。

平成28年9月にタブレット端末が導入され、ペーパーレス化の加速はもとより、大量にある資料の検索が容易になり、これまで以上に内容の濃い議論が展開されてきていると感じております。

委員会会議録の議員間共有については、平成29年7月10日開催の議会運営委員会において方向性は了承されたものの、その際、運用に関するルールを議会改革推進会議で決めてほしいとの意見が出されておりました。この点に関し、このたび協議を行いましたので、その結果と併せ、委員会会議録の一部公開について下記のとおり提案いたします。

市政の課題に議会が一丸となって取り組むためにも、ご検討の程、よろしくお願いたします。

#### (1) 一般会計予算特別委員会及び決算特別委員会の会議録公開について

本会議場で行っている一般会計予算特別委員会及び決算特別委員会は、市議会ホームページにおいて、ライブ中継及び録画中継がなされております。また、録画中継は、約1年前までの録画の視聴が可能になっていることから、一般会計予算特別委員会及び決算特別委員会の会議録を、市議会ホームページで公開することは可能と考えますので、公開に向けた検討をお願いいたします。

#### (2) 委員会会議録の議員間共有について

委員会会議録の共有にあたっては、「横手市議会委員会会議録議員間共有に関する取り扱い基準(案)」を提案いたしますが、「3. 会議録共有の方法」のうち、データの保存場所と「5. 会議録共有の期間」については、タブレット端末活用推進会議での検討をお願いしたいものです。

# 横手市議会委員会会議録議員間共有に関する取り扱い基準（案）

## 1. 議員間共有する会議録

- ①常任委員会
- ②議会運営委員会
- ③特別委員会
  - ・一般会計予算特別委員会
  - ・決算特別委員会
  - ・広報広聴委員会
- ④協議の場
  - ・世話人会議
  - ・会派代表者会議
  - ・正副委員長会議
  - ・全員協議会
  - ・常任委員会協議会
  - ・議会改革推進会議
  - ・タブレット端末活用推進会議

## 2. 会議録の区分

(1) すべての発言を記録する会議（休憩中の発言を除く）

- ①常任委員会
- ②議会運営委員会
- ③特別委員会
  - ・一般会計予算特別委員会
  - ・決算特別委員会
  - ・広報広聴委員会

(2) 発言の要点を記録する会議

- ①特別委員会
  - ・広報広聴委員会広報分科会
  - ・広報広聴委員会広聴分科会
- ②協議の場
  - ・世話人会議
  - ・会派代表者会議
  - ・正副委員長会議
  - ・全員協議会
  - ・常任委員会協議会
  - ・議会改革推進会議
  - ・タブレット端末活用推進会議

### 3. 会議録共有の方法

議長決裁及び委員長等の署名が完了した会議録を、タブレット端末で共有する。ただし、委員会において非公開とした記録は議員間共有しない。

### 4. 共有する会議録

平成29年10月23日以降の会議録

### 5. 会議録共有の期間

概ね3年間

### 6. 禁止事項

横手市議会タブレット端末使用基準第8条第1項第4号の規定により、タブレット端末を使用して得た情報のうち、公開されていない会議録を開示することを禁止する。

#### 横手市議会タブレット端末使用基準 第8条抜粋

(禁止事項)

第8条 タブレット端末の使用に当たって、次に掲げる事項については、これを禁止するものとする。ただし、議長が認めた場合は、この限りではない。

- (1) 会議中、タブレット端末から音を発すること。
- (2) タブレット端末の改造、交換をすること。
- (3) タブレット端末を他のシステムに接続すること。
- (4) タブレット端末を使用して得た情報のうち、個人情報、その他議会及び市において公開されていない情報を開示すること。
- (5) 会議を録音、録画し、会議の情報を会議室外に発信すること。
- (6) 会議中、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）及び掲示板などへの投稿並びにメールの送受信をすること。
- (7) 他者の迷惑になる行為を行うこと。

2 前項に違反したときは、議長または会議の長から注意を与える。なお、再度の注意によっても違反が改められない場合は、タブレット端末の使用を停止させることができる。

議会運営委員会委員長 遠藤 忠裕 様

議会改革推進会議委員長 播磨 博一  
( 公印省略 )

## 正副議長選挙における志願者の所信表明の公開について

議会基本条例の『第2章 議会及び議員の活動原則』には、第2条として「議会は、市民の代表機関として、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会及び市民参加を不断に推進することを目指して活動する。」とあります。

議会改革推進会議において議会基本条例の検証を行った中で、正副議長がどのような過程を経て、またどのような議会の実現を目指す考えを持って選ばれているのかを市民に明らかにしていくことは、議会活動の方向性を明確化し、公平・公正で市民に開かれた議会の実現に資するという結論に至りました。

つきましては、正副議長を志願する者の所信表明の公開方法について、次のとおり提案いたします。

### 1. 公開の方法

選挙が行われる本会議において、正副議長を志願する者の所信表明を本会議日程に追加して行う。

### 2. 所信表明の申し出

所信表明を行おうとする者は、所信表明を行う旨の宣告があったとき、挙手により申し出るものとする。

### 3. 所信表明を行わなかった者に対する投票について

地方自治法の定めにあるとおり、所信表明の有無にかかわらず、全議員が選挙人、被選挙人となることから、所信表明を行わなかった議員への投票があった場合においても、その票は有効となる。混乱を避けるため、全ての所信表明後、投票前において、議長より次の趣旨のことについて確認することとする。

#### 【議長発言：例】

以上で、議長志願者の発言が終わりました。

議員各位に申し上げます。ただいま行いました議長志願者の所信表明は、地方自治法で規定している議長選挙の方法を変更するものではありません。したがって、所信表明の有無にかかわらず全議員が選挙人、被選挙人であることが前提であり、所信表明を行わなかった議員に対する投票も有効となります。ご承知願います。

## 【資料③】

### 議会基本条例第2条第3項に規定する 「議員相互間の自由討議」の運用（案）

- ① 議員相互間の自由討議（以下「議員間討議」という。）は、市政の課題を抽出するため、議員同士の対話を通し、論点及び争点を整理することを目的に行うものとする。
- ② 議員間討議は、議会の会議において議長又は委員長（以下「議長等」という。）が判断し、開始するものとする。
- ③ 議長等は、議員間討議の間、市長及び執行機関の長並びに説明員（以下「市長等」という。）を退席させることができる。
- ④ 議員間討議を行う場合、市長等は発言に加わらないものとする。ただし、議長等が認めた場合はこの限りでない。
- ⑤ 議員間討議には発言回数、時間制限を設けないものとする。
- ⑥ 議員間討議の終結は、議長等が決定する。

【資料④】

横委発第91号

平成30年12月17日

横手市議会議長 齋藤 光司 様  
議会運営委員会 委員長 遠藤 忠裕 様

議会改革推進会議

委員長 播磨 博一

通年議会制度導入の調査について（報告）

平成30年6月12日付けで調査依頼があった標題の件について、別紙のとおり報告いたします。

なお、このたびの調査結果をまとめるに当たり、委員からは次のような意見があったことを申し添えます。

- ① 通年議会制度の導入を検討する前に、委員会活動の充実と議員間討議の活性化を図ることが大事である。このことが根付いてくると、自ずと通年議会制度導入の道筋が見えてくるものと思う。
- ② 通年議会制度導入にあたっては、全議員が通年議会制度について共通認識を高めると共に、当局側とも十分な事前協議を行う必要がある。



## ●通年議会・通年会期に関する調査内容

### ◆「通年議会」と「通年会期」の違い

| 区分   | 根拠法令          | 条文   | 備考   |
|------|---------------|--|--|
| 通年議会 | 地方自治法第102条第2項 | 定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。  | 各自治体が条例で1年間に招集する定例会の回数を1回と規定し、議会の議決で会期をおおむね1年間とするよう、運用上の工夫で会期の通年制を実施する方法。  |
| 通年会期 | 地方自治法第102条の2  | 普通地方公共団体の議会は、前条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる。 | 従来の定例会・臨時会とせず、毎年、各自治体が条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とする方法。<br>首長の招集は、一般選挙後に招集する4年に1回のみで、その後は条例による毎年の会期終了をもって新たな招集がなされたものとみなされる。 |

23

### ◆一般的に言われる「メリット」と「デメリット」(平成30年1月11日発行「いわて町村議会報」より抜粋)

|       |   |
|-------|---|
| メリット  | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 緊急の行政課題等が発生したとき、議長の権限で速やかに本会議を開いて対応できる。</li> <li>② 随時、委員会の所管事務調査を行うなど、委員会活動を充実させることができる。</li> <li>③ 議会の招集を待たず、いつでも議案の提出が可能となる。</li> <li>④ 首長の専決処分がほとんどなくなり、議会機能が強化する。</li> </ul> |
| デメリット | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 執行機関の行政能率に影響を及ぼす恐れがある。</li> <li>② 個々の議員活動の時間縮小が懸念される。</li> <li>③ 会期の節目がなくなり、メリハリや緊張感が失われる恐れがある。</li> <li>④ 一時不再議や各種の閉会中の議長権限など、議会運営上の新たな対応策が求められる。</li> </ul>                    |

◆視察した議会の状況

|      | 紫波町議会(通年議会)   | 久慈市議会(通年会期)   |
|------|---|---|
| 検討の場 | 議会のあり方に関する検討委員会   | 議会改革特別委員会   |
| 経緯   | 平成21年8月に議長から通年議会の導入を諮問され、議会のあり方に関する検討委員会で調査開始   | 平成23年10月に議長から「久慈市議会における議会改革について」議会改革検討委員会に諮問があり、その答申に「通年議会導入の検討」があり、そこから協議が始まった。  |
| 導入時期 | 平成22年9月議会で会期を11月30日までとして試行実施。本格実施は平成23年1月から。  | 平成27年4月から   |
| 会期   | 1月1日から12月31日まで  | 4月1日から翌年3月31日まで   |
| 定例会議 | 従前の例により、3月、6月、9月、12月に、定例的に会議を開催   | 条例で開催月と曜日を規定し、会議を開く日を特定(6月、9月、12月、2月)   |
| 効果   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町と議会の緊張関係が大きくなった。</li> <li>・次の定例会を待つことなく請願の審査ができるようになった。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間スケジュールが組めるようになった。</li> <li>・議会主導で本会議の開催、変更が可能になった。</li> <li>・工事案件は、入札後、工事に取り掛かれる期間が短くなった。</li> <li>・早期審議が求められる請願は、定例会開催月を待たずに審議を行うことができる。</li> <li>・早期着工が求められる工事契約案件は、定例会開催月を待たずに議決することができる。</li> </ul> |

|             | 紫波町議会(通年議会)   | 久慈市議会(通年会期)  |
|-------------|---|--|
| 導入に伴う条例等の改正 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・紫波町議会定例会条例の一部改正<br/>⇒ 定例会の回数「年4回」→「年1回」</li> <li>・紫波町議会定例会規則の一部改正<br/>⇒ 定例会の招集月「3、6、9、12月」→「1月」</li> <li>・紫波町議会会議規則の一部改正<br/>⇒ 一時不再議(会議規則第14条)<br/>ただし書きを加え、事情の変更が認められるときはこの限りでないとした。<br/>⇒ 発言の取り消し又は訂正(会議規則第63条)<br/>議長が定める期間中(同一の会議中)に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正ができることとした。</li> <li>・紫波町長専決条例の一部改正<br/>⇒ 専決事項の見直し、追加<br/>⇒ 工事請負契約における請負金額の変更限度額を「300万円の範囲内」とした<br/>⇒ 専決処分できる損害賠償の額「10万円未満」→「100万円未満」に変更<br/>⇒ 条例の趣旨を変更しない範囲の字句の修正に関することを追加</li> <li>・紫波町議会定例会の通年開催に関する規程の制定<br/>⇒ 一般質問を行う会議、発言取り消しの期間などを規定</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・久慈市議会の会期等に関する条例<br/>⇒ 久慈市議会定例会条例を廃止し、久慈市議会の会期等に関する条例を施行</li> <li>・久慈市議会会議規則の一部改正<br/>⇒ 一時不再議(会議規則第15条)<br/>ただし書きを加え、事情の変更があったとき又は審議機関の異なる定例会議及び臨時会議が開かれたときはこの限りでないとした。<br/>⇒ 発言の取り消し又は訂正(会議規則第62条)<br/>発言があった日から起算して7日以内に議会の許可を得て発言の取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正ができることとした。</li> <li>・専決処分事項の指定について<br/>⇒ 地方自治法第180条の規定による軽微なものの専決処分事項について、次の5項目を追加。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①解散、欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正をすること</li> <li>②災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修(除雪経費を含む)及び工事に関する歳入歳出を補正すること</li> <li>③法令の改正等に伴い、当該法令の題名、条項又は用語を引用する条例の規定を整理する必要が生じ、かつ、市が当該条例を改正するに当たり、独自の判断をする余地がない場合において、当該条例を改正すること</li> <li>④会計年度末における地方税に係る法令の改正に伴う必要な条例を改正すること</li> <li>⑤市が加入して組織する一部事務組合及び広域連合(以下「一部事務組合等」という。)における他の加入地方公共団体の名称の変更又は数の増減に伴う当該一部事務組合等の規約の変更の協議に関すること</li> </ol> </li> </ul> |

◇上記結果に至るまでの執行部との協議の状況

|                 | 紫波町議会(通年議会)   | 久慈市議会(通年会期)  |
|-----------------|---|--|
| 出席者協議回数         | 総務担当の部長、課長、室長(課長補佐)、企画課長(企画、財政担当)との協議 4回  | ①係長以下による事前協議(総務課行政文書係、議会事務局議事調査係) 15回程度<br>②部長以下による協議(総務部、議会事務局) 2回程度<br>③副市長への協議経過説明(副市長、総務部長、議会事務局長) 2回程度<br>④トップ協議(市長、議長) 1回 ※局長、次長同席   |
| 実施までの執行部との協議時間  | 執行部と委員会とは、平成22年7月に最初の協議を行った。よって、2か月弱。   | 執行部との協議に1年くらい時間をかけた。   |
| 執行部からの要望等含む協議内容 | ①例規の整備<br>⇒ 上記「導入に伴う条例等の改正」の欄に記載のとおり。<br>②町長の専決事項の見直し<br>⇒ 工事請負契約における請負金額の変更限度額を「300万円の範囲内」とした。<br>⇒ 損害賠償の額を「10万円未満」から「100万円未満」に引き上げ(執行部の要望を受け入れ)。<br>⇒ 条例の趣旨を変更しない範囲の字句の修正に関することを追加(執行部の要望を受け入れ)。<br>③専決処分の議会への報告時期について<br>⇒ 次に開かれる定例会議まで(執行部の要望を受け入れ)。<br>④本会議の開催月について<br>⇒ 本会議を3月、6月、9月、12月に再開することとなっているが、特に必要があるときは、前月に繰り上げ、または翌月に繰り下げること(執行部の要望を受け入れ)。 | ①定例日の設定方法<br>・「毎年度別表改正を行い、年間日程を確定する方法」「各月定例会開会日のみを日程確定する方法」「恒久的な年間日程を確定する方法」の3パターンを検討。<br>⇒ 久慈市議会では最後の方法を採用。<br>②市長による専決処分<br>・地方自治法第179条による専決処分(議会を招集する暇がない)が不可能となるため、これに支障があると認められる事案について、地方自治法第180条による専決処分の追加を行うか検討。<br>⇒ 過去の専決処分の事例を参考に、協議により5項目を追加することとした。<br>③説明員の出席緩和<br>・通年化により、審議時間・日数が増え、議会拘束時間が増えるのではないかと執行部側の受け止めを検討。<br>⇒ 説明員の出席緩和を図り、答弁予定者以外は出席しなくてもよいこととした。 |

【資料⑤】

横委発第111号

平成30年2月1日

議会運営委員長 遠藤 忠裕 様

議会改革推進会議

委員長 播磨 博一

(公 印 省 略)

会派代表質問の運用について（報告）

標題の件について、議会改革推進会議における検討結果を別紙のとおり報告いたします。

## 会派代表質問の運用について(案)

### 1. 内容（変更点）

- ①会派代表質問は、年1回とし3月定例会で行う。
- ②質問は、市長の施政方針及び教育長の教育行政方針に対して行う。
- ③同一会派の複数の議員が質問できる。
- ④質問を行う会派は、質問項目、質問の要旨、全体の質問をする者及び再質問する者を通告しなければならない。なお、再質問する者については、再質問しようとする項目も通告しなければならない。
- ⑤質問は、通告の順番どおりとし、後戻りはできない。
- ⑥質問時間には答弁の時間を含み、基準時間20分に、会派構成人数に10分を乗じて得られる時間を加えた時間内とする。  
 (例) 会派6人の場合：6人×10分+20分=80分  
 質問者は、質問時間内であれば人数を問わない。ただし、再質問する者は、通告した項目以外の質問はできない。
- ⑦質問時間の議員配分は、会派内で協議して決める。
- ⑧複数の質問者がいる場合の質問方法は、1回目に会派を代表する者が登壇し、一括質問、2回目以降は質問席から行う。再質問する者は、質問の早い順に質問席の予備席で待機する。質問を終えた者は、自席に戻る。
- ⑨会派代表質問において全体質問を行った議員は、一般質問は行わない。ただし、再質問のみ行った議員は一般質問を行うことができる。

### 横手市議会先例・申し合わせ事項 抜粋

※網かけ部分は変更なし

#### 1.4 会派代表質問

- ・ 質問は、3月及び9月定例会で行うものとする。
- ・ 質問は、二人以上の会派が行うことができる。
- ・ 質問時間は、基準時間10分に、会派構成人数に10分を乗じて得られる時間を加えた時間以内とし、答弁時間を含むものとする。
- ・ 質問の方法は、1回目は登壇し質疑、2回目以降は質問席から行うものとする。
- ・ 質問は、市長の施政方針、所信説明及び教育委員長の教育方針に対して行うことを原則とする。
- ・ 質問順位は、大会派順とし、会派構成人数が同数の場合は関係会派間で協議する。
- ・ 代表質問を行った議員は、一般質問を行わないこととする。
- ・ その他は一般質問に準ずる。

**2. 会派代表質問のイメージ** 例：6名所属の会派で、3名の議員が質問する場合  
 ※通告書記入例参照  
 ※持ち時間 80分（時間配分は会派内で決定）

|     | A 議員<br>(一般質問⇒不可)  |            | B 議員<br>(一般質問⇒可)  |            | C 議員<br>(一般質問⇒可)   |
|-----|--|------------|---|------------|--|
| 演壇  | 一括質問<br>(1) ①・②・③<br>(2) ①・②   | 自席         |   | 自席         |  |
| 質問席 | ↓<br>一括答弁（市長）<br>↓<br>(1) ① 再質問<br>↓<br>答弁（部長）<br>↓<br>(1) ① 再々質問<br>↓<br>答弁（部長） | 質問席<br>予備席 |   |            |  |
| 自席  | ↓<br>質問終了  | 質問席        | (1) ② 再質問<br>↓<br>答弁（部長）<br>↓<br>(1) ③ 再質問<br>↓<br>答弁（市長）<br>↓<br>(1) ③ 再々質問<br>↓<br>答弁（部長） | 質問席<br>予備席 |  |
|     |  | 自席         | ↓<br>質問終了   | 質問席        | (2) ① 再質問<br>↓<br>答弁（部長）<br>↓<br>(2) ① 再々質問<br>↓<br>答弁（部長）<br>↓<br>(2) ② 再質問<br>↓<br>答弁（市長）<br>↓<br>質問終了 |





## 【資料⑥】

令和元年5月28日

議会運営委員会委員長 遠藤 忠裕 様

議会改革推進会議委員長 播磨 博一  
( 公印省略 )

### 一般質問における「一問一答方式」の試行実施状況の検証による 質問通告書様式の一部修正と付番及び質問ルールの提案について

議会改革推進会議において議会基本条例の検証を行っている中で、平成29年6月定例会から試行している一般質問の一問一答方式について、質問の仕方がしっかりと統一されていないことから、市長が答弁に迷ったり、質疑が食い違ったりする場面が見られるとの問題提起がありました。

議会改革推進会議で検討した結果、質問通告書の付番ルールを統一するとともに、様式脚注に番号のつけ方を明記し、一問一答の質問の仕方について意思統一することで、相当部分が改善するのではないかとの結論に達しました。

つきましては、次のとおり質問ルールと通告書の書き方、及び一般質問通告書様式の一部修正を提案いたします。

#### 1. 「一問一答方式」の質問方法

質問は、最初に大項目（質問項目）、次に、中項目（質問細目）について述べ、小項目（具体的な質問内容）ごとに一問一答（質問・答弁・再質問・答弁の繰り返し）を行う。基本的に質問の後戻りはしないが、中項目の中で、先に質問した小項目も関連がある場合は先に質問した小項目の内容に触れることを認める。

#### 2. 一般質問通告書の書き方

質問方式に関わらず、脚注に記載した「番号のつけ方」の順で項番を付することとする。「一問一答方式」では大項目、中項目を質問事項の欄に記載し、小項目は質問の要旨に記載する。「一括質問一括答弁方式」での記載方法は基本的には自由であるが、具体的な記載に留意されたい。

※記載例参照

受付印

|      |            |
|------|------------|
| 受領日時 | 令和 年 月 日   |
|      | 午前・午後 時 分  |
| 質問方法 | 一括質問一括答弁方式 |
|      | 一問一答方式     |

令和 年 月 日

横手市議会議長 齋藤 光司 様

議席番号 \_\_\_\_\_番

横手市議会議員 \_\_\_\_\_

### 一般質問通告書

次のとおり通告します。

| 質問事項 | 質問の要旨 | 備考 |
|------|-------|----|
|      |       |    |

(注意) 質問の要旨は、具体的に記入すること。

※番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 … (中項目) 1) 2) 3) … (小項目) ①②③…

受付印

**記載例**  
【一問一答方式】

|      |                       |
|------|-----------------------|
| 受領日時 | 令和 年 月 日<br>午前・午後 時 分 |
| 質問方法 | 一括質問一括答弁方式            |
|      | ○ 一問一答方式              |

令和 年 月 日

横手市議会議長 齋藤 光司 様

議席番号 \_\_\_\_\_ 番

横手市議会議員 \_\_\_\_\_ 〇〇 〇〇

**一般質問通告書**

次のとおり通告します。

大項目（質問項目）

| 質問事項   | 質問の要旨   | 備考 |
|--|---|----|
| <p><b>(記載例)</b></p> <p>1. 横手市の災害対応について</p> <p>1) 昨年7月豪雨の際の対応について</p> <p>2) しっかりとした災害ごみ処理計画が必要と思うが、検討の状況について伺う。</p> | <p>① 検証作業の結果について伺う。</p> <p>② 分別はどこまで行うのか。</p> <p>③ 便乗ごみ対策はどうなるのか。</p> |    |

中項目（質問細目）

小項目（具体的な質問内容）

**【一問一答の通告書の記載方法】**

※1. 「質問事項」に大項目（質問項目）及び中項目（質問細目）について記載し、「質問の要旨」に小項目（具体的な質問内容）について記載する。

**【一問一答の質問方法】**

※1. 質問は、最初に大項目（質問項目）、次に、中項目（質問細目）について述べ、小項目（具体的な質問内容）ごとに一問一答（質問・答弁・再質問・答弁の繰り返し）を行う。

※2. 基本的に質問の後戻りはしないが、中項目の中で先に質問した小項目も関連がある場合は、先に質問した小項目の内容に触れることを認める。

(注意) 質問の要旨は、具体的に記入すること。

※番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 … (中項目) 1) 2) 3) … (小項目) ①②③…

受付印

**記載例**  
【一括質問一括答弁方式】

|      |                       |
|------|-----------------------|
| 受領日時 | 令和 年 月 日<br>午前・午後 時 分 |
| 質問方法 | ○ 一括質問一括答弁方式          |
|      | 一問一答方式                |

令和 年 月 日

横手市議会議長 齋藤 光司 様

議席番号 \_\_\_\_\_番

横手市議会議員 \_\_\_\_\_

### 一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。 大項目 (質問項目)

| 質問事項  | 質問の要旨  | 備考 |
|---|--|----|
| <p><b>(記載例)</b></p> <p>1. 横手市の災害対応について</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>一括質問一括答弁の場合、中項目、小項目は番号の振り方の順番を示しただけのものであるため、文章化した場合などは小項目を省略することもあり得る。</p> </div> | <p>1) 昨年7月豪雨の際の対応について、その検証作業の結果について伺う。</p> <p>2) しっかりとした災害ごみ処理計画が必要と思うが、次の検討の状況について伺う。</p> <p>①あらかじめ仮置き場を想定しておく必要があると思うがどうか。</p> <p>②分別はどこまで行うのか。</p> <p>③便乗ごみ対策はどうなるのか。</p> |    |

**【一括答弁一括質問の通告書の記載方法】**

- ※1. 番号のつけ方の順序は、脚注のとおりとする。
- ※2. 「質問の要旨」の書き方は自由とする。

(注意) 質問の要旨は、具体的に記入すること。

|         |               |                  |            |
|---------|---------------|------------------|------------|
| ※番号のつけ方 | (大項目) 1 2 3 … | (中項目) 1) 2) 3) … | (小項目) ①②③… |
|---------|---------------|------------------|------------|

【資料⑦】

議 第 5 6 1 号  
平成30年8月27日

横手市長  
高 橋 大 様

横手市議会  
議 長 齋 藤 光 司

反問権の運用について

今般、標題につき、当市議会において検討を行いました。

反問権については、議会基本条例第8条第3項の規定により、市長その他の執行機関及びその職員に認めているところですが、市当局と当市議会の共通認識のもとで運用が図られるよう、下記のとおり方針を定めましたので、お知らせいたします。

記

- ① 反問は、質疑及び質問に対して行うことができる。
- ② 反問には、単に語句を聞き直す程度のものの他、議員の考え方を質すもの、対案の提示を求める反論を含むものとする。
- ③ 反問できる回数は、議長及び委員長（以下「議長等」という。）の裁量とする。
- ④ 反問及び反問に対する答弁に要する時間は、質問の持ち時間に含むものとする。
- ⑤ 議長等は、反問の内容がそぐわないと認めるときは注意し、なお従わない場合は反問を制止することができる。
- ⑥ 本会議で反問権を行使できる者は、市長、副市長、教育長とし、反問権を行使しようとするときは、議長の許可を得るものとする。
- ⑦ 委員会で反問権を行使できる者は、市長、副市長、教育長、部長とし、反問権を行使しようとするときは、委員長の許可を得るものとする。
- ⑧ 反問された議員又は委員は、反問に対し答弁しなければならない。

以 上

## 【資料⑧】

令和元年6月17日

議会運営委員会委員長 遠藤 忠裕 様

議会改革推進会議委員長 播磨 博一  
( 公印省略 )

### 議会基本条例第9条「閉会中の文書による質問」について

議会改革推進会議において議会基本条例第9条「閉会中の文書による質問」について、平成30年10月に会派より初めての文書質問が議長を通して市長へ提出された時の状況を踏まえ、運用ルールの整備が必要だとの問題提起がありました。

議会改革推進会議において、議会基本条例制定時の議論等を確認しながら検討した結果、文言の解釈と様式を含めた形で運用ルールを決めるべきとの結論に達しました。つきましては、次のとおり検討くださいますことを提案いたします。

#### 1. 第9条における「議会は」という表現の見解の統一について

議会基本条例全般を通じて「議会は」という表現が使われている。しかし、第9条の「閉会中の文書による質問」においては、表現の解釈に、議員間でも解釈が分かれている状況である。この解釈が議会の総意であるのか、ある程度のまとまりを持った議員の集まりなのか、議員個人単位までを表すのか、はっきりとした見解が必要であるため、検討いただきたい。

#### 2. スピーディーな運用を行うためのルール化について

第9条が「閉会中に緊急を要する事案等が発生した場合の質問とし、議長を通じて行うことができる」と解されていることから、必要時はスピーディーな運用が求められる。このため、様式を含めた運用ルールの整備を検討いただきたい。

## 【資料⑨】

横委発第71号  
平成30年11月20日

横手市議会議長 齋藤 光司 様

議会改革推進会議  
委員長 播磨 博一

### 政務活動費の情報公開及び一般会計予算審査の方法について（報告）

平成30年8月21日に開催された議会運営委員会において、議長から検討依頼があった「政務活動費の情報公開について」、及び、前議会改革推進会議からの継続検討事項である「一般会計予算審査の方法について」、次のとおり報告いたします。

#### 1. 政務活動費の情報公開について

##### (1) 領収書等の公開について

政務活動費活用の透明性を図るためにも、すべての領収書を市議会ホームページで公開すべきである。なお、領収書の公開にあたっては、口座番号などの個人情報がわからないよう加工して公開するよう配慮が必要である。

また、市議会ホームページで公開する書類は、領収書のほか、「政務活動費収支報告書」「利用別明細書」「政務活動報告書」とするよう提案する。なお、何年度分の政務活動費から公開するかは、議長の判断に委ねたい。

##### (2) 政務活動費運用指針の改正案について

別紙「横手市政務活動費運用指針（改正案）」のとおり、一部改正を提案する。なお、適用の時期は議長の判断に委ねたい。改正案の主な内容は、次のとおりである。

| 項 目          | 内 容  |
|--------------|--|
| ① 食事代の取り扱い   | ・茶菓子、お茶など、飲食するものは基本的に認めない。ただし、宿泊パックの朝食代はこれまで同様交通費に含むものとする。 |
| ② 新聞購読料の取り扱い | ・新聞購読料は認めない。   |
| ③ 名刺代の取り扱い   | ・名刺代は認めない。   |
| ④ 領収書等の公開    | ・市議会ホームページで公開する書類は、領収書のほか「政務活動費収支報告書」「利用別明細書」「政務活動報告書」とする。 |

## 2. 一般会計予算審査の方法について

現在、一般会計予算の条文及び歳入の審査は、すべて総務文教分科会に委嘱して行っているが、前議会改革推進会議からの継続検討事項に、「歳入・歳出一体とした審査方法の研究」があり、現委員で検討を行ってきた。その結果について、次のとおり報告するものである。

### (1) 分科会での審査の進め方について

一般会計予算の条文及び歳入の審査については、歳出同様に所管の分科会に審査を委嘱する方法の検討をお願いしたい。

### (2) 財政担当の分科会配置について

分科会での審査の際は、財政課の担当職員も委員会室に入室し、不測の事態に備えるよう取り計らい願いたい。

### (3) 導入の時期について

議会改革推進会議としては、新年度予算審査が行われる平成31年3月定例会からの導入を目標としていただきたいと考えるが、導入時期について検討をお願いしたい。



## 【政務活動費運用指針(抜粋)】

### 5 収支報告書等の公開について

- ・政務活動費による領収書等は、口座番号などの個人情報を見られない状態に加工し、すべて市議会ホームページで公開する。
- ・市議会ホームページで公開する書類は、領収書等の他「政務活動費収支報告書」「利用別明細書」「政務活動報告書」とする。
- ・政務活動費の報告書等関係書類は、情報公開の手続きを踏まなくても閲覧できるようにする。

#### 別記

クレジットカード利用明細書、クレジットカード利用票等は領収書に準ずる書類として取り扱う。また、この際においては発生主義を原則とするため、議員においては十分な説明に努めること。  
なお、『横手市議会政務活動費の交付に関する条例』においては、クレジットカード利用の可否や、可とした場合においても、クレジットカード利用明細書等が支払った証明となるか、支出時期が発生主義によるか現金主義によるか等について明確な取り決めがないため、同条例において規定がなされるまでの暫定措置とする。

### 6 適用

この運用指針は、平成25年度の政務活動費から適用する。

第2版 平成28年度から適用（平成28年3月22日改正）

- ① 2. ①②⑤に「食事代の取扱い」を追加
- ② 2. ⑩に「通信費の取扱い」を追加
- ③ 2. ①②⑤に「報告書提出の義務」を追加
- ④ 2. ⑧中、「議員が所属する」を削除、「新聞購読料の取扱い」を追加
- ⑤ 4に「収支報告書等の書類の確認について」を追加
- ⑥ 5に「収支報告書等の公開について」を追加

第3版 平成30年度から適用（平成30年12月12日改正）

- ① 2. ①②⑥中、「お茶代」を削除
- ② 2. ①中、「研究会に伴う懇談会（但し、飲酒を伴わないもの）に係る経費。」を削除
- ③ 2. ②中、「研修会に伴う懇談会（但し、飲酒を伴わないもの）に係る経費。」を削除
- ④ 2. ①②⑤中「平成28年度報告分から適用の食事代の取り扱い」を削除し、「H30年度報告分から適用の食事代の取り扱い」を追加
- ⑤ 2. ③④⑥⑩中「H30年度報告分から適用の食事代の取り扱い」を追加
- ⑥ 2. ③④中、「茶菓子代」を削除
- ⑦ 2. ⑥中、「会議に伴う懇談会（但し、飲酒を伴わないもの）に係る経費。」を削除
- ⑧ 2. ⑧中、「新聞雑誌購読料」及び「スポーツ新聞、議員が所属する政党の機関紙、週刊誌は対象外とする。」及び「新聞購読料の取扱い」を削除し、「新聞購読料は対象外」を追加
- ⑨ 2. ⑩中、「事務所内の会合等において提供される茶菓子代。」を削除
- ⑩ 2. ⑪中、「名刺代」を削除
- ⑪ 3. ⑤中、「※」に記載の内容を削除
- ⑫ 5中、「収支報告書等の公開について」の内容を全部改正